

自然災害発生時における業務継続計画

事業所名	社会福祉法人宇陀市社会福祉協議会 児童発達支援事業所 にじいろこあら	種別	児童発達支援
代表者	金剛 一智	管理者	辻本 春美
所在地	奈良県宇陀市菟田野古市場1401-1	電話番号	0745-88-9662

1. 総論

(1) 基本方針

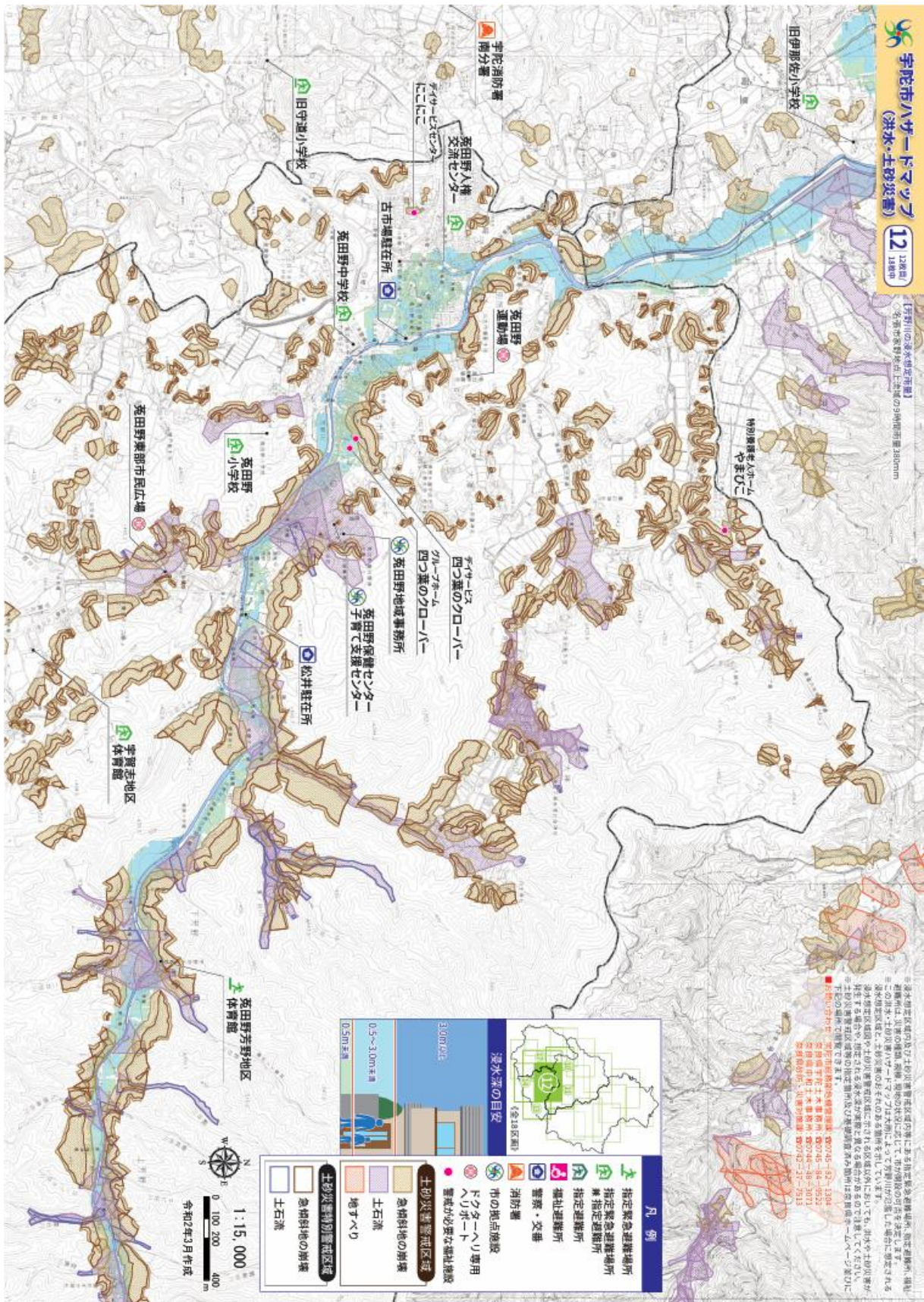
- 1 人命を守る、安全を確保することを最優先とする
職員、家族、福祉サービス利用者の安全確保を最優先に行う。また、利用者、職員の安全な避難場所及び復旧作業等に必要な場所を確保する。
- 2 人員・資機材の横断的調達
人員・資機材の確保・配分については、本会全体の中で調整する。
- 3 社会的責務の遂行を基本とする
速やかに事業継続計画（BCP）を発動し、本会福祉活動継続のために必要な体制をとるとともに活用可能な資源を最大限に活用する。
- 4 関係機関との連携を図る
宇陀市（地域防災計画）、奈良県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会を始めとする関係機関との連携を強化する。
- 5 本会が実施する事業で、優先すべき立ち上げ、復旧すべき事業については優先順位を付ける

(2) 推進体制

主な役割	部署・役職	氏 名
全体指揮	管理者	辻本 春美
連絡・記録	全職員	
避難・手当	全職員	
安全確保	全職員	

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認



② 被災想定

【自治体公表の被災想定】

本計画では、地震、風水害で「炎上出火件数」の危険性が最も高いとされている、夕方 6 時発生で、風速 10m/s のケースを想定。「死者」「負傷者」は、多くの人がいる朝 5 時発生を想定。

1 地震被害想定について

県東部の宇陀市の地盤は、1 種地盤地域に分類されており、地震動に増幅しにくく、一般に堆積層が極めて浅く、地盤岩心土が浅いため、液状化危険度判定の対象外地域である。

宇陀市における地震被害想定は、内陸型地震の被害が極めて大きく、とりわけ奈良盆地東縁断層帯、中央構造断層帯、名張断層帯及び千股断層帯による地震被害が大きくなっている。

「第 2 次奈良県地震被害想定調査」平成 16 年 10 月公表より

	最大 震度	死者		負傷 者 (人)	住宅 全壊 (棟)	住宅 半壊 (棟)	炎上 出火 (件)	避難者 (人)
		人 数	率 %					
奈良盆地東縁断層帯	7	139	0.3	650	2,688	2,340	24	10,434
中央構造断層帯	6 強	59	0.3	367	901	2,440	8	5,198
生駒断層帯	6 弱	39	0.2	262	473	2,236	5	3,679
東南海・南海地震同時発生	5 強	0	0.0	0	7	8	0	33
千股断層帯	6 強	91	0.3	507	1,555	2,416	16	7,098
名張断層帯	6 強	117	0.3	640	2,187	2,392	20	9,423

「令和 4 年 3 月 宇陀市地域防災計画」より

2 風水害の危険性と被害の特徴

—宇陀市において予想される風水害は以下のものである—

① 梅雨前線及び台風時期の大雨や集中豪雨による土砂災害（土石流・崖崩れ等）

谷筋に形成されている山間部集落では、後背地が砂防指定地や土砂災害の恐れがある区域になっている場合が多い。

② 梅雨前線及び台風時期の大雨による水害（河川の氾濫、内水氾濫）

宇陀川には山間部から多くの支流が合流しており、市街地が形成されている平地部において、大雨による河川の氾濫や内水氾濫等水害発生の危険性がある。

③ 梅雨前線及び台風時期の大雨による集落の孤立

山間部に位置する集落は、谷筋の国道や県道の沿線に形成されており、大雨による土砂災害によって道路などが被害を受けた場合、交通途絶による集落孤立の危険性はある。

(4) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

訓練の方針と概要

- ・事業所内、法人内で BCP 計画を共有する。
- ・第一に利用児童の生命の安全を最優先にした訓練を行うようにする。
- ・利用児童にも日頃から心構え等を伝えていく。

避難訓練実施について

- ・啓発：毎月
- ・訓練：年1回

② BCPの検証・見直し

最新の動向や訓練で洗い出された課題を検討し、対策を実施して BCP 計画に反映させる等、定期的に見直しを行う。

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
宇陀市人権交流センター	建築基準法上の基準を満たしている。 2021 年 4 月	

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
パーテーション等の設備	転倒防止の対策を行う。	
消火器等の設備	設備点検と設置場所の確認を行う。	
避難経路の確保	必要に応じ、飛散防止フィルム等の設置を行う。	
防災扉	定期的な点検・検査の実施。	
保育・療育用品	日頃から整理整頓を行い、転落を防ぐ。	

③ 水害対策

対象	対応策	備考
施設周辺	浸水の危険性を定期的に確認する。	
建物周辺	外壁のひび割れや欠損等を定期的に確認する。	
暴風について	危険性のある箇所がないか定期的に確認する。	

(2) 電気が止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と自家発電機もしくは代替策を記載する。

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
パソコン	電話を代替えとする。

(3) ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
なし	ガス設備なし

(4) 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

ペットボトル 2 リットル×10 本 (3 日分×6 人分)

② 生活用水

ポリタンク 18 リットル×1 本

(5) 通信が麻痺した場合の対策

携帯電話：1台
使用方法：電話、メール

(6) システムが停止した場合の対策

発電機能なし
手書きによる事務処理（文書作成、出勤管理、口頭で情報伝達及び共有）

データバックアップ：宇陀市社会福祉協議会事務局との共有ホルダーに保存
（キャノンバックアップ機能）

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

① トイレ対策

【利用児童】

断水している場合には、便器にゴミ袋をかぶせて対応する。
（便器接触面に1枚、汚物を処理するために1枚）

【職員】

利用児童の使用方法と同様に対応する。

② 汚物対策

使用済みオムツは、日頃から持ち帰り。
その他の場合は、衛生面を考慮して建物外部に保管する。

(8) 必要品の備蓄

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
救急箱セット	1		事務所	職員

【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
防災頭巾	20（乳児用×10、幼児用×10）	療育室	全職員

3. 緊急時の対応

(1) B C P発動基準

【地震による発動基準】

近隣の交通網、建物が破壊された場合（道路、建物のひび割れ等）に発動する。

【水害による発動基準】

水害が発生すると予見できる場合には、教室を閉所するため発動しない。

また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

管理者	代替者①	代替者②
管理者	常勤職員	児童発達支援管理責任者

(2) 行動基準

利用児童と自分の生命を守る行動を心がける。

(3) 対応体制

災害時における対応体制は以下のとおりとする。

1 情報班（管理者）

- ・行政や関係機関と連絡を取り、正確な情報の入手に努めるとともに、適切な指示を仰ぎ、各教室責任者に報告する。
- ・利用者家族へ児童の状況等を連絡する。

2 消火班（各教室責任者）

- ・地震等災害発生直後、直ちに火元の点検及び確認を行い、発火の防止に万全を期すとともに、発火の際には消火に努める。

3 応急物資班（各教室責任者）

- ・食料や飲料水などの確保に努める。

4 安全指導班（各教室責任者）

- ・利用児童の安全確認、施設設備の損傷を確認し、報告する。
- ・管理者の指示がある場合は、利用児童の避難誘導を行う。また、保護者への引継ぎを行う。

5 救護班（各教室責任者）

- ・負傷者の救出、応急手当及び病院などへの搬送を行う。

(4) 安否確認

① 利用者の安否確認

【安否確認ルール】

- ・基本的に療育は室内（ワンフロア）で行なっているため、安否確認の実施が可能。
- ・戸外活動時の被災については、現地到着時に対応方法や避難場所の確認を行うこととする。

【医療機関への搬送方法】

- ・利用児童のかかりつけ先や宇陀市立病院との連携にて対応する。

② 職員の安否確認

【施設内】

- ・基本的に療育は室内（ワンフロア）で行なっているため、安否確認の実施が可能。

【自宅等】

- ・安否確認フォームに入力する。
- ・職員の連絡 LINE で確認を行う。連絡がつかない職員については、直接電話をかけるなどして対応する。

(5) 職員の参集基準

自宅等が被災していない場合は、例外なく参集する。

【自動参集基準の対象外】

自宅が被災又は道路が寸断する等の理由により、出勤することで職員に危険が及ぶ場合には参集を行わないこととする。

(6) 施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

避難場所	避難方法
窓がない壁際	・利用児童がいる場合は、横一列になり、安全に留意しながら誘導を行う。 ・天井からの落下物に留意する。 ・避難場所を大声で周知しながら集合する。 ・避難時は極力靴を履く。

【施設外】

避難場所	避難方法
建物崩壊の被害を受けない場所	・利用児童がいる場合は、安全に留意しながら誘導を行う。 ・周囲の状況を確認して安全を確保する。 ・避難にあたっては、建物内に残された利用児童や保護者がいないか、大声で確認しながら避難する。 ・非常時持出袋を忘れず避難する。 ・避難時は靴を履く。

(7) 重要業務の継続

業務は当面継続しない。

(8) 職員の管理(ケア)

① 休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
通常と同様に対応	業務上必要としない

② 勤務シフト

【災害時の勤務シフト原則】

災害発生時に職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性はなくはないが、参集した職員の人数により、なるべく職員の体調及び負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう、災害時の勤務シフトは柔軟に取り扱うこととする。

(9) 復旧対応

① 破損個所の確認

対象		状況（いずれかに○）	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	...		
建物・設備 (フロア単位)	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	パーテーション	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	
	...		

② 業者連絡先一覧の整備

建築・水道の復旧作業については、宇陀市人権交流センターを通して進めていく。

③ 情報発信（関係機関、地域への説明・公表）

災害による被害の状況や復旧の進行具合などは、ホームページを利用して公表する。

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

社会福祉法人宇陀市社会福祉協議会との連携を図る。

② 地域のネットワーク等の構築・参画

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先
宇陀市立病院	0745-82-0381

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先
社会福祉法人宇陀市社会福祉協議会	0745-84-4116
宇陀市役所 介護福祉課	0745-82-3675
宇陀市人権交流センター	0745-84-9179

(2) 連携対応

① 事前準備

- ・事業所内・法人内で情報の共有をする。
- ・宇陀市人権交流センターと BCP 計画の共有とシミュレーションを行う。

② 利用者情報の整理

事業所内で情報の共有をする。

③ 共同訓練

年 1 回、宇陀市人権交流センターと共同で訓練の実施。

5. 地域との連携

被災時の職員の派遣

社会福祉法人宇陀市社会福祉協議会主体の災害ボランティアセンター設置と同時に職員の派遣を行う。

6. 通所系・固有事項

【平時からの対応】

- ・サービス提供中に被災した場合に備え、利用児童の緊急連絡先を把握しておく。
- ・利用児童が通う各こども園、幼稚園等と連携し、利用児童への安否確認の方法を確認する。
- ・平時から避難方法や避難所に関する情報に留意し、関係機関と良好な関係を築く。

【災害が予想される場合の対応】

- ・台風や積雪などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止や縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめ基準を定めておくとともに、各こども園、幼稚園等にも情報提供の上、利用児童や保護者にも説明する。
- ・必要に応じて、サービスの前倒しも検討する。

【災害発生時の対応】

- ・サービス利用時に被災した場合は、あらかじめ把握している緊急連絡先等を活用し、保護者へ安否状況の連絡を行う。
- ・利用児童や保護者の安全確保や連絡状況を踏まえ、順次帰宅の支援を行う。

<更新履歴>

更新日	更新内容
令和7年2月	自然災害発生時における業務継続計画策定
令和7年7月	代表者変更